

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第十号中「法人事業税及び地方法人特別税、特別法人事業税の加算金決定通知書兼納付通知書」を「法人事業税及び特別法人事業税、地方法人特別税の加算金決定通知書兼納付通知書」に改める。

第二十三号様式中「・ 連 語」を「・ 通 算」に、「連結納税制度」を「グループ通算制度」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連語察税」を「グループ通算制度」に改める。

第八十四号様式(表)中 「法人事業税及び
地方法人特別税
の加算金決定通知書兼納付通知
書」を 「特別法人事業税
の加算金決定通知書兼納付通知
書」に改める。

「特別法人事業税
の加算金決定通知書兼納付通知書」を「地方法人特別税
の加算金決定通知書兼納付通知書」に改める。

法人特別税又は特別法人事業税を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の表第十号及び第八十四号様式(表)の改正規定並びに次項（第八十四号様式に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の奈良県税条例施行規則第二十三号様式及び第八十四号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。